

日本のリンゴの輸入に係る検疫措置

(パネル報告 WT/DS245/R、提出日：2003年7月15日)

(上級委員会報告 WT/DS245/AB/R、提出日：2003年11月26日、採択日：2003年12月10日)

平 覚

I. 事実の概要

1. 事案の概要 (措置の概要、措置の状況等)

日本は、火傷病の侵入を防止するために米国産リンゴに対してとくに次のものを含む防疫上の制限を課していた(para. 1.2)。

- i) 火傷病が発見された園地からのリンゴの輸入禁止
- ii) 火傷病の感染について輸出用園地の年3回の検査要件
- iii) 園地の周囲に設けられた500メートルの緩衝地帯内で火傷病が発見された場合に当該園地からの輸出の停止
- iv) 輸出用リンゴの塩素殺菌処理

これに対して、米国は、上記措置がGATT11条、SPS協定2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.3条、5.6条、6.1条、6.2条、7条および附属書B、ならびに農業協定14条に不適合であると主張し、本件紛争解決手続を開始した。パネル設置要請段階で、SPS協定5.5条および農業協定4.2条への不適合の請求を追加し、他方で、農業協定14条への不適合の請求を撤回した(paras. 1.2-1.3)。

2. 手続の時系列

- 2002年3月1日、米国、協議要請
- 2002年4月18日、協議、合意不成立
- 2002年5月7日、米国、パネル設置要請
- 2002年6月3日、パネル設置
- 2003年6月25日、パネル最終報告の当事国への通知
- 2003年7月15日、パネル最終報告の全加盟国への回覧
- 2003年8月28日、日本、上訴意思を通知
- 2003年10月13日、口頭審問

2003年11月26日、上級委員会報告

2003年12月10日、DSBがパネルおよび上級委員会報告採択

・論点ごとのパネル・上級委員会報告要旨

以下では、本件の主要な論点について、当事国の主張とパネルおよび上級委員会報告の要旨を述べる。

論点A . パネルは、申立国が主張や証拠を提出していない事項についてどの範囲まで判断を下す「権限」を持つか。

1 . 申立国の主張

たとえ米国のパネル設置要請が「米国のリンゴ」一般について述べているとしても、米国はもっぱら成熟無症状リンゴに関連する主張のみを行ったのであり、パネルは、米国がなんら証拠を提出していないその他のリンゴの問題を扱う必要はない(para. 7.29)。

2 . 被申立国の主張

パネルが指名した専門家が認めるように、人的な錯誤の明白な可能性により、偶発的な感染や誤ったリンゴの選別によって成熟無症状リンゴ以外のリンゴが輸入される危険性はきわめて現実的である(para.4.191)。

3 . パネルの判断

i) たとえパネルに提起された問題が成熟無症状リンゴに限定されることについて米国に同意するとしても、我々は、輸出国におけるリンゴの選別の誤りや違法行為から火傷病の侵入、定着またはまん延の危険が生じうるという日本の立場を検討する権限があると確信する(para. 7.31)。

ii) 衛生植物検疫措置の目的は、それらの措置を賦課する加盟国の領域への病気の侵入を防止することである。SPS協定5.6条についてオーストラリアさけ事件における上級委員会が想起したように、適切な保護の水準の決定は、当該輸入加盟国の特権である(Id.)。

iii) 我々がその認定を「成熟無症状リンゴ」に限定すべきであるとすれば、当

該措置によって達成されるべき保護は輸入禁止による保護に相当すべきであるという日本の立場を無視することになる(para. 7.32)。我々にとっては、米国からのリンゴの輸入に関連して、火傷病の寄生したまたはそれに感染したリンゴの輸入をもたらすリンゴの選別における人的もしくは技術的過誤または違法行為を含めて、日本によって言及されたすべての側面を検討するのが正当であるように思われる(para. 8.121)。

4．上訴国の主張

[この論点に関する上訴国としての米国は、次のように主張した。]

- i) もっぱら「成熟無症状の」リンゴに関連する請求だけを提起したのに対し、パネルが未成熟リンゴや米国の輸出管理手続に関連する認定を行ったのは権限の逸脱である。上級委員会は、パネルの法的認定を覆し、これらの認定に基づくパネルの宣言を無効とすべきである(AB 82)。
- ii) 新規の(*de novo*)審査を行い、提起されていない請求について認定を行うことは紛争解決パネルの機能ではない。米国は未成熟リンゴについて一応の(*prima facie*)証明を行っておらず、日本も米国の輸出管理手続が「成熟無症状」リンゴだけの輸出を確保し得ないことの証拠を何ら提出していないのであるから、パネルは成熟無症状のリンゴに関連しない認定を行う根拠を持たない(AB 85)。
- iii) パネルに提起された唯一の問題は「成熟無症状の」リンゴに適用される日本の措置の SPS 協定 2.2 条との適合性に関連するから、米国の輸出管理手続のあり得べき瑕疵に関する日本の関心は、未成熟リンゴに関するパネルの認定を正当化しない(AB 87)。
- iv) 衛生植物検疫措置が実効的であるためには、輸出国によって輸出を主張された製品だけではなく、実際に輸入される可能性のあるすべての形式の製品にも適用されるべきであるというパネルの主張は誤りである。ある衛生植物検疫措置が一定の種類の商品に関わる危険を扱うという事実は、当該措置がすべての種類の商品に関して SPS 協定上の加盟国の義務に適合的であることを意味しない(AB 88)。

5．被上訴国の主張

[この論点に関する被上訴国としての日本は、次のように主張した。]

- i) パネルは SPS 協定 2.2 条および米国産リンゴ「一般」を包含するパネルの付

託事項の範囲に基づき「感染リンゴ」一般の問題を扱うことを許されるだけでなく、感染リンゴの問題は米国が一応の立証責任を負う主張の一部であるので、パネルがそれを扱うのは義務である(AB 91)。

ii) 本件では、「感染」リンゴ一般の問題は日本の衛生植物検疫措置の対象となる危険に関連するので、米国は、成熟無症状リンゴに加えて感染リンゴについても一応の証明を行うべきであった(AB 94)。

iii) とくに、パネルが感染リンゴ一般を通じての感染の危険性について日本に立証責任を転換したのは誤りであり(AB 95)、むしろ米国が、「成熟無症状」リンゴだけが日本に輸出され、リンゴの輸出管理手続が実効的であることを立証する責任がある(AB 95-96)。

iv) 他方で、パネルの事実認定の権限は申立について一応の立証を行うべきとする要件と混同されるべきではなく、パネルは申立当事国によって「主張され」ない事実でも、それが被申立国によって「主張される」場合には、これについて認定を行うことができる(AB94)。

6 . 上級委員会の判断

パネルが未成熟リンゴを含めて米国産のすべてのリンゴについて認定をし、結論を下す「権限」を持っていたと認める(AB142)。その主な理由は次のとおり。

i) 本件の付託事項はパネルが成熟無症状リンゴについてのみ認定をし、結論を下すことに限定されていなかった(AB 132)。

) パネルは、被申立国によって行われた事実の主張や申立国が提起した主張に関連する事実の主張について認定をし、結論を下す権限を持つ(AB 134)。

iii) 成熟無症状リンゴ以外のリンゴ一般についてのパネルの認定と結論は、日本によって「正当に」提起された事実の主張に対応するものであり、パネルは、その権限の範囲内で適正に行動した(AB 134)。

iv) 被申立国は、申立国の主張に応答する権利を持ち、かつ、その応答が紛争の争点に関連する限りで、申立国によって提起された特定の事実や主張に対応することに限定されない。パネルも、その付託事項を超えない範囲で、被申立国のこのような関連する事実や主張を審理することができる(AB 135)。

論点 B. 本件措置は SPS 協定 2.2 条の意味における「十分な科学的証拠なしに」維持されたのか。

1 . 申立国の主張

- i) 日本の火傷病に関する措置は、十分な科学的証拠なしに維持されているため SPS 協定 2.2 条に不適合である(para. 4.48)。
- ii) 本件輸入産品 成熟リンゴが火傷病を伝搬させたり、その感染経路となったりするといういかなる精度のいかなる科学的証拠も存在しない。日本の火傷病に関する措置は、日本国内の植物の生命または健康に対する危険のいかなる証拠も存在しない産品を対象とするものであるため、当該措置と科学的証拠の間にはなんら合理的または客観的關係が存在しない(para. 4.49)。

2 . 被申立国の主張

- i) 火傷病の生態、特性および生存性に関する公刊された様々な文献によれば、火傷病菌は米国が「成熟無症状」リンゴと呼ぶものの内部または表面に明らかに長期間生存することができるということが確立している(para. 4.50)。
- ii) 本件措置の諸要件の各々は、関連する文献に基づく科学的証拠、他の諸国がとっている同様の措置、および国際基準によって合理的に支持されており、当該措置と証拠の間には「合理的または客観的關係」が存在する(para. 4.52)。

3 . パネルの判断

- i) 科学的証拠によれば、リンゴ一般を通じての火傷病の伝染の可能性は無視しうる危険と推定され(para. 8.169)、また、リンゴ一般が日本における火傷病の侵入、定着またはまん延の経路(pathway)となりうるという見解は支持されない(para. 8.176)。
- ii) ある措置は、その措置と関連する科学的証拠の間に「合理的または客観的關係」が存在しなければ SPS 協定 2.2 条の意味での「十分な科学的証拠なしに」維持されている(paras. 8.101-8.103 and 8.180)。
- iii) 科学的証拠に基づき確認された無視しうる危険と本件措置を構成する諸要素の性質から、日本の措置は当該危険と「明らかに不均衡」である(para. 8.198)。
- iv) そのような不均衡が意味するのは、当該措置と関連する科学的証拠の間に合理的または客観的關係が存在しないということであり、したがって、日本の措

置は SPS 協定 2.2 条の意味での「十分な科学的証拠なしに」維持されている(para. 8.199)。

4 . 上訴国の主張

[この論点に関する上訴国としての日本は、次のように主張した。]

- i) パネルが SPS 協定 2.2 条に基づく米国の請求を評価する際に、感染リンゴ一般および成熟無症状リンゴに適用される日本の措置は十分な科学的証拠なしに維持されていると結論づけたのは誤りである(AB 17)。
- ii) 米国が感染リンゴ一般および成熟無症状リンゴのいずれについても一応の証明を行っていないにもかかわらず、パネルは、上記米国の請求に関して誤った結論に達したことにより 2.2 条の下での立証責任の適正な配分を行わなかった(AB 17)。
- iii) 米国は、成熟無症状リンゴについての証拠だけを提出し、感染リンゴ一般について事実の主張や証拠をなんら提出していないことから、感染リンゴ一般が火傷病の感染経路にはならないという一応の証明を行っていない(AB 18)。
- iv) 感染リンゴ一般への本件措置の適用が 2.2 条違反であるとするパネルの認定は、感染リンゴ一般によってもたらされる危険について日本が立証責任を追うべきとするパネルの見解に基づくものであるが、米国が感染リンゴ一般についての一応の証明を放棄したのであるから、そのような米国の証明が行われる以前に日本に立証責任を転換するのは「尚早」である(AB 19)。
- v) 成熟無症状リンゴについて、パネルは、関連する科学的証拠の評価にあたり 2.2 条によって輸入国に与えられた裁量を尊重しなかった(AB 24)。2.2 条は科学的証拠をどのように選択し、考量しかつ評価するかを決定する「一定の裁量」を輸入加盟国に許容するように解釈し、適用されるべきである。パネルは、輸入加盟国による反対の意見の存在にもかかわらず、専門家の意見に従って日本が提出した科学的証拠を評価することにより、日本にそのような裁量を与えなかった(AB 25)。
- vi) パネルが、米国は成熟無症状リンゴについて一応の証明を行ったと認定したのは誤りである。米国は、当該措置を支持する「科学的研究や報告がなんら存在しないという推定を生じさせる」ことができなかった(AB 26)。

5 . 被上訴国の主張

[この論点に関する被上訴国としての米国は、次のように主張した。]

- i) 被上訴国としての米国は、パネルが未成熟リンゴについて認定を行ったのは誤りであるとする点で日本に同意し、SPS 協定 2.2 条に基づくその主張を「成熟無症状リンゴ」に限定した(AB 54)。
- ii) 2.2 条の下での日本の主張は、パネルの事実認定に対する異議の申立てであり、そのような申立ては上訴段階ではもっぱら DSU11 条に基づく請求としてのみ提起することができるが、日本は 11 条違反を主張してはいない(AB 55)。
- iii) 日本が主張する輸入加盟国が享受する「裁量」は、パネルが加盟国の判断は科学的証拠によって支持されないと認定することを妨げない。オーストラリア
さけ事件の上級委員会も、パネルは「当事国の提出した事実に関する証拠に当事国と同様の意味と評価を与えることを要求されない」と述べていた(AB 56)。
- iv) 日本は適用可能な立証責任を歪曲している。SPS 協定は申立国に「仮定的な危険についてのあらゆる可能性」を否定する立証責任を課すものと解釈することはできない。このような立証責任を果たすことは不可能であることを日本自身も認めている(AB 57)。
- v) 成熟リンゴが感染経路となる可能性があるとする日本の主張は単なる可能性 (speculation)であって、「十分な科学的証拠」ではない(AB 58)。

6 . 上級委員会の判断

- i) 申立国は、ある措置が対象協定のある規定に適合的であるかどうかを決定する問題に関連して提起されるすべての事実を立証する責任を負うわけではない。申立国は、自己の主張を証明する責任を負うが、被申立国もその対応に際して自己の主張を証明しなければならない(AB 154)。
- ii) 一方で、申立国は対象協定のある規定との不適合について一応の証明を行わなければならないという原則と、他方で、ある事実を主張する当事国はその証拠を提出する責任を負うという原則を区別することが重要である(AB 157)。
- iii) 日本は、過誤または違法行為の結果として日本に輸出される成熟無症状リンゴ以外のリンゴに関連して提起した自己の主張について証明する責任を負う(AB156)。
- iv) 米国がたとえその主張を成熟無症状リンゴに限定したとしても、日本に輸出

される米国産リンゴ一般に関して米国が SPS 協定 2.2 条との不適合について一応の証明を行うことができたというパネルのアプローチに誤りはない。なぜなら、第 1 に、申立国は自国が行おうとしていない主張を証明する義務を負わない。第 2 に、成熟無症状リンゴ以外のリンゴが日本に輸出される原因となる人的もしくは技術的な過誤または違法行為は、専門家の意見によれば、「小さな」または「論争の余地のある」危険性ととどまる。第 3 に、実際に人的もしくは技術的な過誤または違法行為により成熟無症状リンゴ以外のリンゴが日本に輸出されたという証拠が存在しない(AB 160)。

- v) SPS 協定 2.2 条の下で、パネルは科学的証拠を分析評価する際に、科学的証拠や危険に対する輸入加盟国のアプローチを尊重する義務を負うとする日本の主張を、次の理由で棄却する(AB 167)。
- vi) 日本の農産物 事件において、2.2 条の「十分な科学的証拠」という表現における「十分な」という用語は「合理的または客観的關係」を意味し、その存在はケースバイケースによって決定されると述べたが、パネルがこの解釈に依拠し、科学的証拠の評価を行った点に誤りはない(AB 162)。
- vii) ある措置が 2.2 条の意味において「十分な科学的証拠なしに」維持されているかどうかを決定するために利用可能な方法としてパネルが採用したものは、本件の特定の事情にとって適切なものであり、パネルがその方法に依拠したことについて誤りはない(AB 164)。
- viii) EC ホルモン事件において述べたように、提出された科学的証拠の評価において適用すべき審査基準は、DSU11 条に言う「事実の客観的評価」である。パネルによる事実認定や科学的証拠の評価において国内当局の認定を全面的に尊重することは、このような客観的評価を保証するものではない(AB 165)。
- ix) パネルは一応の証明責任が果たされたかどうかを決定するために専門家の意見を聞くことができ、かつ証拠の価値や重要性の評価において一定の裁量権を持つ(AB166)。

論点 C . 本件の衛生植物検疫措置は、SPS 協定 5.7 条の下で「関連する科学的証拠が不十分な場合」に課される暫定的措置であるのか。

1. 申立国の主張

- i) 日本は 5.7 条を予備的抗弁(alternative defence)として援用しているが、日本はこの規定の必要要件を満たしていない(para. 4.201)。
- ii) 日本の予備的抗弁についてのパネルによる分析は、暫定的措置がもっぱら「関連する科学的証拠が不十分な場合に」のみ賦課されるとする最初の要件に始まりかつそこで終了することができる。この要件は、暫定的措置が採用される際に客観的な危険性評価に必要な情報が欠落していることを要求する。危険性評価を行うために十分な情報が存在し、かつその情報がある措置を支持する場合には、当該措置を 5.1 条による危険性評価に「基づいて」採用することができるので、その措置を「暫定的に」に採用する必要性はなんら存在しない。同様に、危険性評価を行うために十分な情報が存在し、かつその評価によればある措置が正当化されない場合には、5.1 条の下でその措置を採用することができない加盟国は、5.7 条の下である措置を「暫定的に」採用する自由を与えられるべきではない。さもなければ、5.1 条の義務は無意味となるであろう(para. 4.207)。
- iii) 「関連する科学的情報が不十分な場合に」という文言は、暫定的措置がより客観的な危険性評価に関連するまたは適切な科学的証拠の一部が利用可能でないときにのみ採用されうることを示している。日本は関連する科学的証拠が不十分であることを立証していない(para. 4.208)。
- iv) 本件は関連する科学的証拠が不十分な場合ではない。輸入リンゴがかつて日本へ火傷病を伝搬させたことはなく、その手段ではないことを証明する証拠が十分すぎるほどに(more than sufficient)存在する。そのため 5.7 条の最初の要件が満たされず、日本はこの規定に従って暫定的措置を採用することはできない(para. 4.210)。

2. 被申立国の主張

- i) パネルが日本の措置は 2.2 条の意味で「十分な科学的証拠なしに」維持されていると認定する場合には、予備的に日本の措置は 5.7 条に適合する暫定的措置であると主張する(para. 4.202)。
- ii) 米国産リンゴにおける火傷病の危険性を管理する日本の措置を支持する相当の量の科学的証拠が存在すると考える。パネルがこの証拠は 2.2 条の下で十分ではないと認定するならば、それは、それにもかかわらず、5.7 条の文脈での「入

手可能な適切な情報」である。この証拠は、衛生植物検疫措置が米国産の輸入リンゴを経由する火傷病のまん延の危険性に対処するために必要であることを立証している(para. 4.211)。

3 . パネルの判断

- i) 日本 農産物 事件の上級委員会によれば、SPS 協定 5.7 条はある措置が暫定的措置として正当化されるために満たさなければならない4つの要件を規定しているとされた¹。そのうちの第1の要件は、当該措置が「関連する科学的証拠が不十分な」場合について課されていることである。同事件の上級委員会は、これらの4つの要件は、累積的であり、そのひとつが満たされない場合には、当該措置は5.7条に不適合であることを付け加えた(para. 8.213)。
- ii) 最初に、「関連する証拠が不十分な場合」の存在は、たんに当該措置が2.2条に従い「十分な証拠なしに」維持されていると認定されたという事実のみに基づいては推定され得ないことに留意する(para. 8.215)。
- iii) 2.2条に関して、我々は、本件において当該措置の対象となる「状況」は、当該措置が「関連する科学的証拠が不十分な」状況について賦課されているという場合ではなく、むしろ大量の情報が入手可能な状況について賦課されている場合であると述べた(para. 8.216)。
- iv) 本件の「状況」は、科学的研究や実際の経験が過去200年間にわたって蓄積されており、明らかに5.7条が適用の対象として意図されている状況ではない。5.7条は明らかに、問題となった事項に関して利用可能な信頼に足る証拠がほとんどまたは全く存在しない状況において援用されることが意図されていた。火傷病に関しては、リンゴを通じた火傷病の伝搬の危険性が無視しうるものであるとする大量の、かつ信頼性の高い科学的証拠が多年にわたって提示されてきた。それゆえ5.7条第1文の最初の条件が満たされていないというのが我々の意見である(para. 8.219)。

4 . 上訴国の主張

[この論点に関する被上訴国としての日本は、次のように主張した。]

- i) パネルによる5.7条の解釈は「あまりにも狭い」。なぜなら、5.7条は、「一定の衛生植物検疫の現象」に関して大量の文献が存在するにもかかわらず、当該現象の特定の側面について証拠が入手可能ではなくまたは問題が未解決である状

況にも適用されるべきであるからである(AB 29)。

- ii) 5.7 条の「関連する科学的証拠が不十分な場合」という文言は、「特定の措置」または「特定の危険」に関連する「特定の状況」に関連して解釈されるべきである。それゆえ、同一の病気に関する異なる状況は、5.7 条の目的に照らして一般的にはではなく個別に考慮されるべきである。なぜなら、それらの状況は「相互に実質的に異なる別個の証拠または情報」を含む可能性があるからである(AB 30)。
- iii) パネルは、その結論を研究と実際の経験の 200 年間の「歴史」に基礎づけることを許されない。なぜなら、米国はそのような「歴史」が 5.7 条に従った日本による暫定的措置の採用を否定する(undermined)ことを主張していないからである。米国がそれ自身火傷病に関する証拠と経験の「歴史」に基づくそのような異議を提起していないのであるから、パネルはこの「歴史」に基づき 5.7 条に関する結論を導くことはできない(AB 31)。
- iv) パネルによる 5.7 条の解釈は、日本が「未解決の不確実性」と呼ぶものと「新たな不確実性」と呼ぶものとを暗黙の内に区別し不適切である。「未解決の不確実性」とは、既存の科学的証拠が長年にわたる蓄積にもかかわらず解決することができない不確実性を意味し、また「新たな不確実性」とは、新たな危険が確認され、またはそれに関してほとんどもしくは全く信頼に足る科学的証拠が入手できない場合を意味する(AB 32)。パネルによる 5.7 条の解釈は、危険性一般に関する科学的研究や実際の経験が長年にわたり蓄積されている限りで、5.7 条の適用を否定するものである。このことは、「未解決の不確実性」の事例には 5.7 条が適用されないことを意味する。そのような「柔軟性のなさ」は、5.7 条の文言または適切な解釈に基づくものではない。5.7 条は、「新たな不確実性」と「未解決の不確実性」を区別するものではなく、それゆえ、両方の不確実性を包含している(AB 33)。
- v) 5.7 条は「新たな不確実性」ばかりでなく「未解決の不確実性」の状況にも適用されることが意図されているが、本件における「未解決の不確実性」はパネルによって不当に割り引かれた。本件では、パネルは、「未解決の不確実性」が火傷病の 200 年に及ぶ経験にもかかわらず、感染リンゴの輸出の危険について依然として残存していることを認めた。専門家自身も未解決の不確実性につい

て注意する必要性を表明した。さらに、他の諸国が火傷病に関する「未解決の不確実性」に対して衛生植物検疫措置を賦課していないという事実は、必ずしもそのような不確実性が存在しないかまたは無視しうるものであることを意味しない。むしろ、そのような不確実性を受諾するかどうかを決定するのは、自国の適切な保護の水準に対応した各輸入加盟国の権限である(AB 35)。

- vi) 本件は、「未解決の不確実性」ばかりでなく「新たな不確実性」も含んでいる。もし日本が自国の衛生植物検疫措置を 2.2 条に適合するように撤廃または修正しなければならないとすると、このような行為の影響は、そのような変更が信頼しうる証拠がほとんどまたは全く入手不可能な新たな危険性の状況をもたらすため、「新たな不確実性」を創り出す。それゆえ、パネルの不当に狭い 5.7 条の解釈の下でさえ、同条は本件に適用可能と考えられるべきである(AB 36)。

5 . 被上訴国の主張

[この論点に関する被上訴国としての米国は、次のように主張した。]

- i) パネルに提出された証拠に存在するなんらかの不確実性は、「未解決」のものであれ「新たな」ものであれ、関連する証拠が不十分であるという結論を正当化し得ない。そのような結論は、証拠それ自体の評価に基づかなければならない。具体的には、火傷病が海を越えて伝搬する手段についての不確実性は、成熟リンゴが火傷病を伝搬させないという「特定の、直接的かつ大量の」証拠に照らして成熟リンゴによる火傷病の伝搬の問題にとっては無関係である(AB 61)。
- ii) 5.7 条の文脈が 5.7 条の下での「十分性」の概念を明らかにする。5.7 条の第 2 文は、暫定的な衛生植物検疫措置を賦課する加盟国に対して「一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得よう努める」ことを要求している。この規定は、客観的な危険性の評価のために必要な情報が暫定的措置が採用された時点では欠落していることを示唆する。客観的な危険性評価のために十分な情報が存在する場合には暫定的措置は不必要であるから、このような示唆は「論理的」である。5.7 条に関連する証拠の「十分性」は、客観的な危険性の評価のための証拠の十分性に関連して定義されるべきである(AB 62)。
- iii) 日本によって引用された「未解決の不確実性」の例は、「関連する科学的証拠を構成さえしない」。専門家による警告の声明は、専門家自身が認めるように科

学的考慮よりもむしろ政策的判断に基づくものであり、パネルによって与えられた言葉の意味での科学的証拠たりえない。日本が意図した不確実性は、パネルが関連する科学的証拠は不十分ではないと決定するために依拠した火傷病に関する詳細な研究を克服することはできない(AB 63)。

- iv) 5.7 条の下での措置を正当化する「新たな不確実性」を確認しようとする日本の試みにも異議を唱える。日本の措置の撤回に伴う不確実性は、関連する科学的証拠を 5.7 条の意味で「不十分な」ものとはしない。そのような不確実性は、推測が 5.1 条の要件を満たさないのと同様に、5.7 条の要件を満たさない「仮説的な推測」である。日本の解釈が認められるとすると、5.7 条の例外は SPS 協定全体を飲み込んでしまうことになる(AB 64)。
- v) さらに、日本は 5.7 条の下での 4 つの要件のいずれをも満たしていない(AB 65)。
- vi) 上級委員会は、日本が SPS 協定 5.7 条の下でのその義務に反して行動したというパネルの認定を支持するよう要請する(AB 66)。

6 . 上級委員会の判断

- i) 5.7 条の「関連する科学的証拠が不十分な場合」という文言を「危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定」と題される 5 条の文脈において解釈することが有益である。それによれば、利用可能な科学的証拠が、5.1 条の下で要求され、かつ SPS 協定の附属書 A で定義されるような十分な危険性評価の実施を量的にも質的にも許容しない場合には、「関連する科学的証拠」は 5.7 条の意味で「不十分」であると解される。したがって、問題は、関連する証拠が「一般的」であれ、「特定の」であれ、本件では、日本における火傷病の侵入、定着またはまん延の蓋然性を評価するのを可能にするほど十分であるかどうかである(AB 178)。
- ii) パネルによる事実認定に照らすと、日本に輸出される米国産リンゴ(「通常」成熟無症状リンゴ)を通じての火傷病の伝搬の危険性に関する 5.7 条の意味での「関連する証拠」は、「不十分」なわけではない(AB181)。
- iii) 5.7 条の適用は、科学的不確実性の存在によってではなく、むしろ科学的証拠の不十分性によって可能となる。5.7 条の文言は明確である。それは、「関連する科学的証拠が不十分な場合」に言及し、「科学的不確実性」には言及していない。これら 2 つの概念は互換的ではない(AB183)。

- iv) 5.7 条は「問題となった事項について利用可能な信頼に足る証拠がほとんどまたは全く存在しない状況」を扱うことが意図されているというパネルの解釈は、信頼に足る証拠の利用可能性について述べている。パネルのこのような解釈が、利用可能な証拠が少なからず(more than minimal)存在するが、信頼に足るまたは決定的な結果をもたらさない状況を排除するものと解することはできない (AB184)。
- v) 「科学的研究および実際の経験が 200 年間にわたって蓄積されてきた」というパネルの意見は、パネルに提出された証拠に基づいており、米国がこの「歴史」に基づいて明示的に議論を展開しているかどうかに関わりなく、パネルがそのような意見を述べるのは適切である(AB187)。
- vi) 本件の日本の植物検疫措置は「関連する証拠が不十分な」状況について課されているわけではなく、それゆえ、SPS 協定 5.7 条の下で正当化される暫定的措置ではないというパネルの認定を支持する(AB188)。

論点 D . SPS 協定 5.1 条および附属書 A における危険性評価のあり方はどのようなものか。

1 . 申立国の主張

- i) 日本の火傷病に関する措置は、5.1 条および附属書 A の意味での危険性評価に「基づいて」おらず、それゆえ SPS 協定 5.1 条に不適合である(para. 4.138)。危険性評価が 5.1 条に適合的であるためには、オーストラリア さけ事件で上級委員会が述べたように、(1)加盟国が自国領域内での侵入、定着またはまん延を防止しようとする病気およびその侵入、定着またはまん延がもたらす潜在的な生物学上のおよび経済的な影響を特定し、(2)これらの病気の侵入、定着またはまん延の可能性(likelihood)およびその潜在的な生物学上のおよび経済的な影響を評価し、かつ(3)適用し得る SPS 措置に従ってこれらの病気の侵入、定着またはまん延の可能性を評価しなければならない(para. 4.138)。
- ii) 日本の 1999 年の病害虫危険度解析(PRA)は、上記(2)および(3)の要件を満たしていない。日本は、リンゴの輸入に関連する科学的証拠に注目せず、火傷病の侵入、定着もしくはまん延の可能性(likelihood)または蓋然性(probability)の評価

ではなく、単なる可能性(possibility)の一般的な声明を行ったにすぎない。オーストラリアーサーモン事件において上級委員会は、「危険性評価は、それが 5.1 条および附属書 A の意味での危険性評価であるためには、病気の侵入、定着またはまん延の可能性が存在すると結論するだけでは不十分である」と述べ、危険性評価が不利な影響が発生する単なる可能性の一般的かつ漠然とした声明、すなわち、蓋然性の数量的または質的評価を構成しない声明にとどまる場合には、5.1 条の下での危険性評価の要件を満たさないと結論した(para. 4.140)。

iii) 上記(3)の要件に関して、日本はすでに適用してきた措置を列挙することによって米国産リンゴに適用し得るいくつかの SPS 措置を確認したが、1999 年 PRA は、これらの措置のいずれについても全般的な病気の危険を減少させる「相対的」実効性を評価しなかった(para. 4.162)。さらに、1999 年 PRA は、すでに適用されてきた措置ではなく、「適用し得る」SPS 措置を考慮していない。それゆえ、日本の危険性評価は、SPS 協定 5.1 条および附属書 A の意味での危険性評価の上記(3)の要件を満たしていない(para. 4.165)。

iv) 1999 年 PRA の結果は、本件 SPS 措置を「十分には是認しない」、すなわち、合理的に支持しないので、日本の米国産リンゴに対する要件は 5.1 条に不適合である。日本は、輸入リンゴについての研究の関連性をなんら評価することなく、単にリンゴに付着する火傷病菌の存在に関する科学的研究のリストを提示するのみであった。そのような不当な証拠引用は、日本が課している SPS 措置を「合理的に支持する」ものではない。したがって、輸入リンゴによってもたらされる危険性の分析の結果は、日本の火傷病に対する措置を「十分には是認し」たり、または「合理的に支持し」たりはしない(para. 4.166)。

v) 本件で提出されたいずれかの証拠の入手可能性のタイミングは、いかなる法的請求についてのパネルの分析の結果をも変更するものではない。専門家が確認するように、成熟リンゴ(輸出商品)がかつて火傷病を日本へ伝搬させたり、侵入経路となったりするといういかなる科学的証拠もこれまで存在しなかったし、もっとも最近の科学的証拠のすべてもこの点をさらに確認するにとどまる(para.4.170)。

2. 被申立国の主張

i) 日本は、5.1 条の下での義務に従い、2 回の完全な病害虫危険度解析(PRA)を

実施した。1回目は1996年であり、2回目は1999年である。とりわけ1999年のPRAは、米国産リンゴを特定して行われ、国際的基準に十分に合致している(para. 4.139)。

- ii) 1999年PRAは、リンゴを通じての火傷病の侵入およびまん延の理論的可能性ではなく可能性(likelihood)を扱った。上級委員会は、危険性評価が数量的な分析の形式をとる必要はないと明確に述べている(para. 4.141)。
- iii) 5.1条の下での危険性評価の適合性は、危険性評価を行った時点で入手可能な情報に照らして評価されるべきである。危険性評価がいったんSPS協定に適合して完全に完了している場合には、関係当事国はその義務を果たしているためあり、その後の新たな証拠の発見を理由として遡及的に協定違反とされるべきではない。輸入加盟国は新たな情報が新たな危険性評価を是認するかどうかを考慮する機会を与えられるべきである(para. 4.168)。

3. パネルの判断

- i) 5.1条に反映する一般的義務は次の2つの要素からなる。(a)危険性評価、および(b)加盟国が自国のSPS措置はそのような評価に基づくことを確保すること(para. 8.233)。
- ii) 問題とされたSPS措置との関連で、危険性評価は次の評価を含む。
 - (a) 「適用し得る衛生植物検疫措置の下での輸入加盟国の領域内における有害動植物若しくは病気の侵入、定着若しくはまん延の可能性並びにこれらに伴う潜在的な生物学上の及び経済的な影響についての評価(附属書A4項)。
 - (b) この危険性評価が「それぞれの状況において適切なもの」であるか。
 - (c) 当該危険性評価が「関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しているか(para. 8.236)。
- iii) 1999年PRAにおいては、米国産の生鮮リンゴの輸入に関連して危険性評価が行われることが意図されているが、PRAの主要部分は、リンゴを含めしかしそれに限定されずに様々な宿主(host)を通じての日本への火傷病の侵入の可能性の一般的評価に基づいて実施されている(para. 8.270)。この文書には、他の可能な媒体(vector)がとくにリンゴを通じての火傷病の侵入、定着またはまん延の可能性の評価にどのように関連しうるのかについての明確な指摘は存在しない。それゆえ我々は、1999年PRAが問題となっている事項について十分に特定の

ではなく、SPS 協定 5.1 条の下での適切な危険性評価を構成しないと結論する (para. 8.271)。

- iv) PRA 中の文言は、明らかに侵入、定着およびまん延の可能性(possibility)の確認を指示するものであるが、我々の見解によれば、それらは侵入、定着またはまん延の可能性の確認を越えて侵入の蓋然性(probability)を評価するものではないという点で、SPS 協定 5.1 条および附属書 A 4 項の意味での侵入の可能性(likelihood)の評価には相当しない(paras. 8.276 and 8.280)。PRA の構造および内容からはとくにリンゴの輸入による火傷病の侵入、定着またはまん延の可能性(likelihood)を評価する努力を確認するのは困難である(para. 8.278)。
- v) 「適用し得る衛生植物検疫措置の下での」評価の要件に関して、我々は、この表現が単に現在適用されている措置だけではなく、適用される可能性のある措置にも言及していることに留意する。このことは、この規定の下で他の可能な代替措置以外のすでに適用されている特定の措置を考慮するだけでは十分であるとは推定されないことを示唆する(para. 8.283)。この点で、本件では、日本は既存の措置以外のいずれかの代替措置を考慮したようには見えない(para. 8.285)。「適用し得る衛生植物検疫措置の下での」評価は、多数の様々な措置が考慮される場合に、それらの相対的な実効性や、それらの全体の組み合わせが病気の侵入、定着またはまん延の可能性を減少させ、または排除するために要求されるかどうか、および要求されるとすれば何故そうなのかについて分析することなしに、それら全体の組み合わせの実効性について単純に一般的結論を導くことは十分ではないことを示唆する(para. 8.288)。以上に照らして、我々は米国産の生鮮リンゴに関連する火傷病についての日本の 1999 年 PRA は、SPS 協定附属書 A4 項に定義されるような、5.1 条の意味での危険性評価の要件を満たさないと認定する(para. 8.290)。

4 . 上訴国の主張

[この論点に関する上訴国としての日本は次のように主張した。]

- i) パネルは 5.1 条を不適切に解釈し、本件の危険性評価がリンゴについて「特定の」であることを要求した。5.1 条は、「危険性評価」を要求するが、危険性評価が行われなければならない正確な方法については述べていない。EC ホルモン牛事件で確認された「特定性」の要件は、「危険性の特定」を指すのであ

て、危険性評価がどのようになされるべきか」を指示するものと理解すべきではない。方法の選択は、危険性評価を行う際に 5.1 条によって各輸入加盟国に与えられた裁量の範囲内にある。それゆえ、1999 年 PRA が十分に特定のでないとして認定するのは誤りである(AB 40)。

ii) パネルが 5.1 条を既存の措置以外のいずれかの代替措置を考慮することを日本に要求するものとして解釈したのは誤りである。代替的な衛生植物検疫措置の考慮は危険性評価の「方法」に関連し、5.1 条によっては規定されない(AB 41)。

iii) パネルがもっぱら危険性評価後にはじめて入手可能となった情報に照らして日本の危険性評価を評価したのは誤りである(AB 42)。輸入加盟国は、最新の情報が新たな危険性評価を必然的に是認するかどうかを考慮する機会を与えられるべきである。SPS 協定の下では危険性評価が正式の手続であるとするいかなる要件も存在しなし、また、日本は最近の証拠をすでに考慮しているので、日本はすでに 5.1 条の「危険性評価の要件を実質的に」満たしている。輸入加盟国は、最新の情報を断片的に知るようになるため新たな証拠が入手されるごとに「完全な危険性評価」を行うよう期待されることはない。それゆえ、正式の危険性評価の要件は、その評価が妥当な期間内に実施されることを意味すべきである(AB 43)。

iv) 上級委員会は SPS 協定 5.1 条に関するパネルの認定を覆すべきである(AB 44)。

5. 被上訴国の主張

i) 5.1 条の下での危険性評価が問題となった危険に対して十分に特定のであることを要求するパネルの解釈は適正である。特定の製品に対する措置が危険性評価に「合理的に」関連し、または基づくためには、当該措置は製品特定のでないなければならない。日本の危険性評価は複数の宿主に関連する危険を評価したが、本件で問題となった商品である日本に輸出される米国産リンゴに特定の伴う危険を十分には検討しなかった(AB 68)。

ii) 附属書 A の 4 項は、「適用し得る SPS 措置」に言及しているが、この文言は実際に適用している措置に対する代替措置を考慮するのは輸入加盟国の義務であることを明らかにしている(AB 69)。

iii) 日本が 5.1 条の要件を満たしていないというパネルの認定は正しいが、この結論は「より基本的な基礎」に基づいて到達可能である。5.1 条と 2.2 条の「密接

な関係」のゆえに、また、2.2条の下での「十分な科学的証拠」が存在しないことから、措置と危険性評価の関係は、当該措置が当該危険性評価に「基づく」ものであるために要求される「合理的な」基礎を欠いている(AB 70)。

iv) 上級委員会は、成熟無症状リンゴに関する日本の措置は SPS 協定 5.1 条の下での日本の義務に不適合であるというパネルの認定を支持すべきである(AB 71)。

6 . 上級委員会の判断

i) すべての可能な宿主全体に関連する危険性の 1999 年 PRA による評価はリンゴを通じての日本における火傷病の侵入、定着またはまん延の可能性の評価にとって SPS 協定の下での「危険性評価」と呼びうるほどに十分に特定のでないとするパネルの決定は適切である(AB202)。

ii) 加盟国は、危険性評価が特定の病気の侵入、定着またはまん延の可能性を各媒体を特定して帰着させることを条件として、当該病気に関連する多数の媒体をその危険性評価において考慮することは自由である。加盟国はまた、同様の条件の下に、日本が特定したような他の「方法」に従い、特定の商品に注目することも自由である。日本の危険性評価が十分に特定のでないというパネルの認定が適切であるとする我々の結論は、SPS 協定の附属書 A の 4 項における「危険性評価」の定義に適合するいずれかの適当な「方法」を採用する輸入加盟国の権利を制限するものではない(AB204)。

iii) SPS 協定の附属書 A の 4 項において意図されている「危険性評価」は、輸入加盟国によってすでに実施されているか、または選別されている措置の検討に限定されるものではない。言い換えれば、この危険性評価は、採用される措置の性質や内容についての先入観によって歪曲されてはならず、また、決定を事後的に正当化するために用意され、かつ実施される行為となってはならない(AB207)。パネルの事実認定によれば、1999 年の PRA はすでに実施されている規制枠組以外の SPS 政策がなんら想定されないような方法で作成され、かつ実施されていることに疑問の余地はない。したがって、日本は「適用し得る SPS 措置に従って」侵入の可能性を適切に評価しなかったというパネルの認定を支持する(AB208)。

iv) 日本は、パネルが当該危険性評価の検討にあたって事後の科学的証拠を利用

したことを証明していないので、危険性評価の 5.1 条との適合性が事後の情報を排除してもっぱら危険性評価時に入手可能な科学的証拠に照らしてのみ検討されるべきかどうかの問題について意見を表明する必要はない(AB214)。

論点 E . パネルは、SPS 協定 2.2 条の下での米国の主張の分析に関して DSU11 条に不適合となるよう行動したか。

1 . 上訴国の主張

本件の事実の評価におけるいくつかの誤りに照らして、パネルは、SPS 協定 2.2 条に基づく米国の請求の評価に関して、DSU11 条の下で事件の事実の客観的評価を行うその役割を果たしていない(AB 50)。

2 . 被上訴国の主張

DSU11 条に基づく請求は、パネルが証拠を「故意に無視」したり、「検討を拒否」したり、「意図的に歪曲」したり、または「誤って説明」したりしたことの立証を要求する。日本はこの「高度の基準」を満たさなかった(AB 73)。

3 . 上級委員会の判断

- i) EC ホルモン事件以来、上級委員会は、事件の事実の客観的評価を行う DSU11 条の下での義務の範囲内で、パネルが事実の検証者として「一定の裁量権」を享受することを一貫して強調してきた。それゆえパネルは、当事国が提出した事実に関する証拠に当事国が与えるものと同様の意味と意義を与えるよう要求されることはなく、証拠の一定の要素が他の要素よりより重要な意義を与えられるべきことを適正に決定することができる(AB 220)。
- ii) 11 条の下でパネルの事実認定に異議を申立てる当事国が、パネルがその裁量の範囲を逸脱したことを証明しない場合には、上級委員会は、パネルの認定に干渉しない(AB222)。
- iii) 我々は、パネルが関連する証拠を評価する際に「一定の裁量権」を逸脱し、パネルの認定を疑問とさせた認定することはできない(AB 223 and 237)。我々はまた、パネルが検討した証拠の全体とそれが行った事実認定の間になんら関連性の欠如を見いださない(AB 230)。したがって、日本は、パネルが 11 条の義務を履行せず、我々がパネルの事実認定に干渉することを正当化することを立

証できなかった(AB 223, 230 and 241)。

・解説

1. 手続上の論点

本件では、申立国が主張や証拠を提出していない事項についてパネルがどの範囲まで判断を下すことができるかが問題となった(論点 A)。上級委員会は、被申立国が「紛争の争点に関連する限りで」(AB 135)、申立国によっては提起されなかった事実や主張により反論することが許されること、それゆえパネルも、その付託事項を超えない範囲で被申立国のそのような事実や主張を審理することができるという判断を示した。確かに、申立国が提起した紛争の争点に関連して、申立国がすべての事実や主張を網羅的に提起できるとは限らず、被申立国は申立国が提起していない事実や主張を反論として提起することは許されるであろう。それゆえ、パネルも、被申立国のそのような反論について判断することが許される場合があると考えられる。しかし、上級委員会自身も述べているように、パネルが判断を許されるのは、あくまで申立国が提起したある特定の「紛争の争点に関連する」範囲においてであろう。

本件について言えば、申立国が提起した「紛争の争点」は、あくまで米国産の成熟無症状リンゴに対する日本の防疫措置の WTO 法適合性であった。このような争点に関連する限りで、被申立国である日本は、申立国が提起していない事実や主張を反論として提起することが許され、パネルもまた判断を下すことができたであろう。しかし、日本が米国産のすべてのリンゴに対する日本の防疫措置の WTO 法適合性について反論し、パネルもこの点について判断を下したのは当初の「紛争の争点」からの逸脱であり、許されるべきではなかったとも考えられる。この点で、パネルの判断およびこれを支持した上級委員会の判断には批判が可能であろう。

上級委員会は、付託事項が成熟無症状リンゴに限定されていなかったことを1つの根拠として米国産リンゴ一般に対する日本の措置について判断を下した。確かに、申立国が付託事項の範囲を明確に限定しなかったことに問題がないわけではないが、付託事項の形式的な文言よりも、より重要なのは申立国がその主張の立証責任をどこまで果たしているかではないであろうか。本件では、米国はもっぱら成熟無

症状リンゴについてのみ立証責任を果たしたのにとどまり、リンゴ一般についてはむしろ明示的にその立証責任を放棄していた。それにもかかわらず、パネルがリンゴ一般について判断を下したのは、米国のこの立証責任が果たされているとの推定を働かせてのことであった。このような推定が、WTO の紛争解決手続において確立しつつある立証責任の原則を覆してしまうものであることは言うまでもないであろう。

2. 実体上の論点

EC ホルモン牛肉事件、オーストラリア 鮭事件、および日本 農産物事件に続き、本件はSPS協定の適用が争点となった4件目の事件である。本件では、2.2条の「十分な科学的証拠なしに」という文言の解釈の解釈、5.7条の「関連する科学的証拠が不十分な場合」という文言の解釈、5.1条および附属書における危険性評価のあり方、さらにDSU11条違反の成否などが主要な争点となったが、本件のパネルおよび上級委員会は、上記3件の先例で示されたSPS協定の解釈をほぼ踏襲しており、とりたてての目新しさは少ない。

しかしながら、本件で特に注目されるのは、本件上級委員会が5.7条の「関連する科学的証拠が不十分な場合」という文言について5条の文脈でより明確な解釈を提示したことであろう。本件上級委員会によれば、入手可能な科学的証拠が、5.1条および附属書Aで定義されるような十分な危険性評価の実施を量的にも質的にも許容しない場合には、「関連する科学的証拠」は5.7条の意味で「不十分」であるとされた。すなわち、暫定的措置の発動の可否について危険性評価の実施を可能とするような科学的証拠が入手可能かどうかというきわめて明確な基準が導入されたことになる。

さらに、このような解釈は、2.2条の「十分な科学的証拠なしに」という文言の解釈との異同を明確にするという良好な結果をもたらすものと思われる。すでに、日本 農産物 事件の上級委員会は、2.2条と5.7条の関係を、後者は前者の「限定的な例外」としてとらえていたが、これまで両規定における科学的証拠の「十分性」の意味の異同が不明確であった。すなわち、両規定の「十分性」が同じものを意味するとすれば、5.7条はむしろ2.2条に広範な例外をもたらすおそれがあった。本件の上級委員会は、日本 農産物 事件の判断を踏襲し、2.2条の十分性については問題となったSPS措置と科学的証拠の間の「合理的または客観的關係」を意味する

ことを確認するとともに、他方で、5.7 条の十分性については、上述のように危険性評価の実行可能性を意味するものとして、両規定の異同を明確にした。したがって、2.2 条違反が容易に 5.7 条によって正当化される途を阻むことになったといえよう。さらに言えば、両規定の十分性が同じものを意味するとすれば、本件の日本のように輸入加盟国は、一方で 2.2 条の適合性の局面では「十分な科学的証拠」の存在を主張し、他方で(たとえ予備的にではあっても)5.7 条の適合性の局面では「関連する科学的証拠」の不十分性を主張するという、エストッペル(禁反言)の法理に反するような状況に置かれることになるであろう。本件上級委員会が示した解釈は、輸入加盟国がこのような矛盾した状況を回避することを可能にするものと思われる。

しかし、それにもかかわらず、若干の疑問がなお残されている。本件上級委員会が、5.7 条の適用は科学的不確実性の存在によってではなく、むしろ科学的証拠の不十分性によって可能となると述べ、科学的不確実性と科学的証拠の不十分性を区別した点である。上級委員会は、規定の文理解釈を根拠にしているように見えるが、単なる文言の異同の問題というよりむしろ中身の異同の問題であるように思われ、本件上級委員会の判断は必ずしも説得的ではない。

3 . その後の経緯

2004 年 1 月 9 日の DSB 会合において日本は DSB の勧告と裁定に従う意思を表明した。これに関連し、日本はまた、この勧告と裁定の実施のために合理的期間を必要とし、この点について DSU21.3 条(b)に従い、米国と協議する用意があると述べた。2004 年 2 月 10 日、日米両国は合理的期間を 6 ヶ月と 20 日とすること、すなわち 2003 年 12 月 10 日から 2004 年 6 月 30 日までとすることに合意したことを DSB に通知した²。

. 参考文献

Joost Pauwelyn, The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary (SPS) Measures as Applied in the First Three SPS Disputes: EC-Hormones, Australia-Salmon and Japan-Varietals, J. Int'l Econ. L.(1999), pp.641-664.

内記香子「WTOにおける健康保護を目的とする通商措置の取り扱い SPS協定の解釈適用上」[中][下]『国際商事法務』28巻12号(2000), pp. 1447-1452, 29巻1号(2001), pp. 50-55, 29巻2号(2001), pp. 191-197.

[以下に研究会で筆者に提起された質問事項を付記する。]

日本 リンゴ の質問事項

- 1 熟しておりかつ兆候のないリンゴが火傷病を運ぶことはないとの主張について立証責任を米国が負い、日本は、日本に不法に輸出された、熟しておりかつ疫病の兆候のないリンゴ以外のリンゴに関連して提出した事実主張について証明責任を負うとされた(上級委員会、パラ156)。自らが主張する事実について立証責任を負うとされているが、本件において米国が自ら、熟しておりかつ疫病の兆候のないリンゴ以外のリンゴについて(火傷病を運ぶことがないことを)主張した場合には米国側が責任を負うのか。
- 2 パネル手続における証拠の評価において輸入国の科学的証拠の評価に重きを置くことを求める理由はない(パラ166)とするが、科学的証拠の評価はそれほど客観的かつ正確になしうるのか。そうでないとすると、DSU11条の問題として輸入国政府の判断にある程度尊重を払うことと矛盾しないか。

¹ Appellate Body Report in *Japan – Agricultural Products II*, para. 89.

² UPDATE OF WTO DISPUTE SETTLEMENT CASES, WT/DS/OV/20, 26 March 2004, at 178.